

(表面)

第		号				
脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第 27 条の規定による立入検査証						
写 真			職 名			
			氏 名			
					年	月
					日生	
					年	月
					日交付	
			発行者		印	

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（水素等供給等促進法）抜粋

第 27 条 高压ガス保安協会は、高压ガス保安法第 59 条の 28 第 1 項及び第 3 項に規定する業務のほか、準用高压ガス保安法第 20 条第 1 項ただし書又は第三項ただし書の完成検査及び第 16 条第 1 項において準用する高压ガス保安法第 35 条第 1 項ただし書の保安検査並びにこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により高圧ガス保安協会が同項に規定する業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げる高圧ガス保安法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的疏替は、政令で定める。

第59条の34第2項及び第59条の35第1項	この法律	この法律又は水素等供給等促進法
------------------------	------	-----------------

高压ガス保安法抜粋

第59条の35 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 83 条の 3 第 59 条の 35 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。